

若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（国土審議会）

第二十一条 国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（国土審議会への報告）

第二十一条の二 主務大臣は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告するものとする。

（主務大臣等）

第二十一条の三 第二条及び前条における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 第三条第一項、第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、離島振興基本方針のうち、同条第二項第三号及び第十五号に掲げる事項に係る部分について

実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（国土審議会）

第二十一条（同上）

（新設）

（新設）

は国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第四号及び第六号から第八号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第九号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

3 第四条第八項から第十一項まで（同条第十二項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

4 第七条の二第三項第二号における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

5 第七条の三第三項における主務省令は、事業等所管大臣の発する命令とする。

（政令への委任）
第二十二条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

別表（第七条関係）（略）

（政令への委任）
第二十二条 （同上）

附 則

- 1 （同上）
- 2 この法律は、平成二十五年三月三十一日限りその効力を失う。

別表（第七条関係）（同上）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第七条関係）

改正案

附則

第七十八条〜第八十六条（略）

第七十八条 都道府県は、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

現行

附則

第七十八条〜第八十六条（同上）

（新設）

（傍線部分は改正部分）

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>11 15 附則 10 (略)</p> <p>平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間においては、第九条から第十二条まで及び第十七条から第二十一条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部が設置されているときは、当該地域における教育の特殊事情に鑑み、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えるものとする。</p>	<p>15 附則 10 (同上) (新設)</p>

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第九条関係）

改正案

附則

（所掌事務の特例）

第二条（略）

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成十四年三月三十一日	（略）
（削除）	（削除）
平成二十六年三月三十一日	（略）〔奄美〕
平成二十七年三月三十一日	（略）〔山村、半島〕
平成二十八年三月三十一日	（略）〔過疎〕
平成二十九年三月三十一日	（略）〔特土〕
平成二十九年九月三十日	（略）〔郵政〕
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

3
（略）

現 行

附則

（所掌事務の特例）

第二条（同上）

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成十四年三月三十一日	（略）
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十六年三月三十一日	（同上）
平成二十七年三月三十一日	（同上）
平成二十八年三月三十一日	（同上）
平成二十九年三月三十一日	（同上）
平成二十九年九月三十日	（同上）
（新設）	（新設）

3
（同上）

（傍線部分は改正部分）

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十条関係）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
4 (略)	(削除)	期限	期限
		平成二十六年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
		(略)〔奄美〕	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第
		平成二十七年三月三十一日	（昭和二十八年法律第七十二号）第
		(略)〔半島〕	二条第一項の離島振興対策実施地域
		平成二十八年三月三十一日	をいう。）の振興に関する総合的な政
平成二十九年三月三十一日	策の企画及び立案並びに推進に關す		
平成三十一年三月三十一日	ること。		
平成三十一年三月三十一日	（特土）		
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法		
	（昭和二十八年法律第七十二号）第		
	二条第一項の離島振興対策実施地域		
	をいう。）の振興に関する総合的な政		
	策の企画及び立案並びに推進に關す		
	ること。		
	（削除）		
	事務		
<p>1・2 附則 (略)</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>1・2 附則 (同上)</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
4 (略)	(新設)	期限	期限
		平成二十六年三月三十一日	平成二十六年三月三十一日
		(同上)	離島振興対策実施地域（離島振興法
		平成二十七年三月三十一日	（昭和二十八年法律第七十二号）第
		(同上)	二条第一項の離島振興対策実施地域
		平成二十八年三月三十一日	をいう。）の振興に関する総合的な政
		(同上)	策の企画及び立案並びに推進に關す
		平成二十九年三月三十一日	ること。
		(同上)	
		(新設)	
		事務	

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第十一条関係）

改正案

現行

附則

附則

（所掌事務の特例）
 第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務の特例）
 第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事項	業務
平成二十六年三月三十一日	（略）〔奄美、小笠原〕	（削除）
平成二十七年三月三十一日	（略）〔山村、半島〕	
平成二十八年三月三十一日	（略）〔過疎〕	
平成二十九年三月三十一日	（略）〔特土〕	
平成三十四年三月三十一日	（略）〔沖縄特例通訳案内士〕	
平成三十五年三月三十一日	（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	

期限	事項	業務
平成二十五年三月三十一日	（新設）	（新設） 離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
平成二十六年三月三十一日	（同上）	
平成二十七年三月三十一日	（同上）	
平成二十八年三月三十一日	（同上）	
平成二十九三月三十一日	（同上）	
平成三十四年三月三十一日	（同上）	

（傍線部分は改正部分）

2

(略)

離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
（削除）	（削除）
平成二十七年三月三十一日	（略）〔山村、半島〕
平成二十九年三月三十一日	（略）〔特土〕
平成三十五年三月三十一日	離島振興法

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日

（地方支分部局の所掌事務の特例）

第十条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

期 限	事 務
（削除）	（削除）

2

(同上)

--

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
平成二十五年三月三十一日	離島振興法
平成二十七年三月三十一日	（同上）
平成二十九年三月三十一日	（同上）
（新設）	（新設）

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日

（地方支分部局の所掌事務の特例）

第十条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

期 限	事 務
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進

平成二十七年三月三十一日	(略)〔山村、半島〕	
平成二十九年三月三十一日	(略)〔特土〕	
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

2 北海道開発局は、第三十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

平成二十七年三月三十一日	(同上)	に関する事務
平成二十九年三月三十一日	(同上)	
(新設)	(新設)	

2 (同上)

